

〔問〕

昭和 43 年度 (問題)

次の6問のうち、1, 2, 3または4, 5, 6のいずれか一方の組を選んで解答せよ。

1. 現在、テルメル期間に関して、責任準備金の積立方式と解約返戻金の計算方式の間に差があるのが一般である。
また、一方、解約控除制度が存在し、一部には解約返戻金は二重に控除されているとの批判も聞かれる。
これらの差または控除等は、いかに考えるべきものであるか、また、将来はいかにあるべきものであるか論述せよ。
2. 新種保険の企画に関連して、アクチュアリー部門の行なうべき活動について意見を述べよ。
3. 次の(ア)、(イ)のうち1問を選択して答えよ。
(ア) あなたが、かりに外国生保会社の経営者として日本市場への進出を命題として与えられた場合、その戦略について述べよ。
(イ) 社会保障制度と農協共済が農村において果たしている役割について述べよ。
4. 年金資産の運用対象ならびに運用効率についての長期的展望を問う。
5. 信託型適格退職年金契約における受託事務コスト低減の方策について論ぜよ。
6. 信託業界は本年度年金税制に関し、
(ア) 年金に関する所得控除の新設
所得税法上、年金については給与所得控除にかえて別途に年金受給者に対する所得控除を設け、年金受給者について所得税の優遇措置を講ずること。
(イ) 退職年金積立金に対する法人税の軽減

〔問〕

法人税法第8条に基づく退職年金積立金に対する法人税の税率を引き下げること。

の2点を要望したが、これについて論述せよ。

昭和43年度 (解答)

1. [解答のポイント]

① 答案採点にあたって感じたこと

- (a) 問題の焦点は、解約返戻金と責任準備金の関係、およびチルメル控除、解約控除そのものの批判検討にある。ところが、一般に、これらの点に直截に論及する迫力が欠け、単なる δ_e (解約控除) の解釈など、周辺の事情説明に止まるのが多いのは遺憾であった。
- (b) 問題に対決する姿勢として、無難にこなしてゆこうとする傾向が多くみられ、ぬるま湯的な態度が感じられた。もっとアクチュアリーの正義感のようなものを主張できないものであろうか。

② 解答にあたって論述してはしかなかった点

- (a) (責任準備金) と (解約返戻金 + δ_e) は完全に一致すべきものであるかどうか。
- (b) α (新契約費) と δ_e は異質なものであるか。
いずれにしても、大衆の好意と理解を得られるよう、十分納得のいく説明が可能である。
- (c) 経営効率改善と解約返戻金水準との関係
- (d) 金融機関の一つとして、銀行・信託等との対比における考察
- (e) Asset Share との連関
- (f) 責任準備金積増計画、経営の個別化等当面の諸問題との関係
- (g) 将来の理想形態

[解答例]

新種保険の企画は基礎的な調査、研究の段階から創設、発売にふみきるまで、順序不同ながらおおむね次のステップを踏むものと考えられる。

- イ 内外の文献、資料等の蒐集を含む基本的な調査、研究
- ロ 市場調査等のニーズの調査、研究

- ハ アイデアの提供とその検討
- ニ 試案の作成と試算
- ホ 試案に関する理論上、実務上の問題点の検討
- ヘ 具体案の作成
- ト 約款，事業方法書の起草
- チ 計算基礎の決定
- リ 算出方法書の起草と保険料率等の計算
- ヌ 認可申請
- ル 支給規程，選択基準等の決定
- ヲ 保全事務等の受入態勢の準備
- ワ レイトブック，パンフレット等の準備
- カ 販売のための準備教育

上述の諸ステップを踏むに当たり、アクチュアリー部門は関係各部門と調和を保って動くように特に注意を払いたい。また、アイデアの提供がどの方面からもたらされたにせよ、その検討に当って十分に衆智を集め、独善の弊におちいるのを極力避けることが、実施に到るまでの障害を未然に取除く最良の道と思われる。

次に注意すべき点は常に前向きな姿勢で新種保険の発想を受けとめると同時に、理論上、実務上の問題点の検討に当ってはシビヤナーな態度を貫ぬくこと。新種保険はアクチュアリー部門の積極的な参画なくしては決して日の目を見るものではなく、また、安易な妥協は将来に禍根を残す場合が多い。

計算基礎の決定に当っては、料率が競争に耐えうるものであるか否かに意を用いるほか、採算面についても抜かりのない検討を行うべきは言うまでもない。

認可申請に当っては、問題を後に残さぬよう誠意をもって当り、意を尽して説明を行うと同時に主張すべき点は十分に主張するようにする。客観的な情勢から受入れられる見込みの薄いと思われることでも、正しいことなら一応主張しておくことは将来のために重要である。

一般的に言って、新種保険の企画にあたり、アクチュアリー部門は決して労を惜んではな

(d) 未開拓商品による攻勢

(e) ……………

注.

(1) 戦略立案においては、その思考過程がきわめて大切である。

具体的な対策は実態の把握、分析が実際になされ、それにもとづき創り出されるものである。従ってここでは、決定的な戦略は、記述できないが、思考方法の良し悪しが立案の基本であるから、解答としては立案の思考過程を明確に記載することを求めた。

(2) 業界識者の意見、受験生の考えによる生保の弱点、あるいは有効な対策と思われる一般的な項目の列挙を解答として求めた。

〔解答例〕

3. (1) 都市労働者の場合は、いわゆる三層保障 — 社会による保障、企業による保障、個人の責任による保障 — によって経済生活が保障され、保険がその第三層の分野を受持っているわけであるが、農民の場合は第二層の企業による保障はなく、第一層の保障については国民健康保険と国民年金に限られその保障の程度は少ない。第三層については農協が共済事業を実施する以前は民簡保の進出もあったが不十分であった。

そこで、農業協同組合活動の一環として共済事業が積極的に実施され、農民の社会的地位の向上、農民の福祉のための役割を社会保障の補完的機能として担ってきた。そのため保険の形態、技術を援用してできる限り豊かな内容を安い掛金で提供し、リスク保障あるいは満期共済金の支払を行ない、また、共済資金を農民の福祉の向上と社会的経済的基盤の充実のために農村に還元融資してきた。このほか次のような福祉活動を積極的に行なっている。①建物更生共済の満期共済金の活用の方法にも関連させて新しい農家住宅設計の指導を行ない、②農民のための保養所の設置も数多くなされている、③また交通事故被害者のリハビリテーション施設を作る準備を進めている。

それにもかかわらず、農民の生活保障が十分なされていない。特に老後保障において第一層の保障が十分ではない。そこで、42年1月以後「農民にも恩給を」というスローガンのもとに農民年金が国民年金制度との関連で検討され、老後保障のほか農業

構造政策と密接に関連して織込んだ農業経営移譲をも要件とする年金給付を付与せしめようとしている。また、この年金は定額給付部分、所得比例部分、任意加算部分とから成る構想が検討されているが、従来の社会保障の範囲にとどまらない局面がみられる。これが実現した場合の共済需要について新たな対応策が講じられなければならないのであろう。

今後農協共済は農民のために一層の努力を傾注して行くことはもちろんであるが、今まで以上に農協が行なっている他の諸事業との有機的結合をはかり、かつ、国・地方公共団体の行なっている、あるいは行なうことになろう社会保障制度や共済事業と提携して、その相互補完的役割を果たすようにすることが重要なこととなる。このように地域社会の住民をも包摂する方向に対しても事業を発展させることにより、より一層農民自身の社会的経済的地位の向上と福祉の増進がはかられることになると考える。

〔 論点例 〕

4. 運用対象に関する現行の規制枠は保険資産の規制枠に準じたものであるが、長期金融の動向から消費者ローン、株式・債券類への投資ウェイトの増大が考えられる。
また、長期的には、規制枠自体の流動化も必至であろう。
運用方法としての合同運用の拡充、運用調整等も当面の問題点としてふれてほしい。
さらに、米国等諸外国の先例が参考として併記さるべきである。

〔 論点例 〕

5. 本題は
 - イ 契約面
 - ロ 運用面
 - ハ 管理面に分離検討することがのぞましい。
契約面では制度の類型化等設計上の合理化が、
運用面では残高増の方策、合同運用等による効率化が、
管理面では当然のことながら機械化が

それぞれ中心となろう。

〔論点例〕

6. 年金に対する課税は

イ 掛金段階

ロ 積立金選用法

ハ 給付段階

に区分して考察される。

本年度は前記のうちロおよびハについて要望した。

(イ)については本年度の改正により従業員掛金が生命保険料控除の枠内とされたことにより、暫定的解決をみているため要望事項としなかったものである。

(ロおよびハ)の直接的要望理由は要望書に明示のとおりである。